肥料登録（仮登録）失効届

　 　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　青森県知事　　　　　 殿

 　　住所

 　　氏名

　　　年　　月　　日から下記の肥料の登録（仮登録）は有効期間の満了（生産（輸入）の廃止）により失効したので、肥料の品質の確保等に関する法律第15条第１項（肥料の品質の確保等に関する法律第33条の２第６項において準用する同法第15条第１項）の規定により登録証（仮登録証）を添えて届け出ます。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 登録番号(仮登録番号) | 肥料の種類 | 肥料の名称 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

備考　仮登録にあつては肥料の種類を記載しなくてよい。